

四日市市告示第367号

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第9項の規定により、次のとおり、市民緑地の公告をする。

令和3年5月14日

四日市市長 森 智 広

- 1 市民緑地の名称 采女城跡市民緑地
- 2 市民緑地の区域 四日市市采女町字北山 567、569、570、571、572、  
587-1、587-2、588、589、591、  
595、596、597、598、600、601、  
602、603、604、605、613、615、  
616、618、619、620、621、622、  
623
- 3 市民緑地の管理期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(都市整備部市街地整備・公園課)